

税制上の優遇について(お知らせ)

ひめゆり平和祈念財団は税額控除適用法人の認証を受けました。

2022(令和4)年8月18日以降の当財団へのご寄付は「税額控除」(寄付金特別控除)の適用を受けることができます。

「税額控除」は所得税額から直接控除ができるため、従来の「所得控除」と比べると減税効果が大きくなります。

(但し控除額は所得税額の25%相当額が限度です。)

所得額によっては「所得控除」が有利な場合もありますので、「税額控除」または「所得控除」のいずれか有利な方法をご選択ください。

寄付金の控除を受けるためには確定申告が必要になりますので、詳細は最寄りの税務署へお問い合わせください。

「税額控除」を選択された場合、確定申告の際には当財団発行の「受領証」と、「税額控除に係る証明書」の提出若しくは添付が必要になりますので大切に保管してください。

※2022(令和4)年8月17日以前のご寄付につきましては「税額控除」の対象にはなりません「所得控除」の適用が受けられます。

寄付金控除は次の計算式で計算します。

□所得控除

(その年に支出した寄付金の合計額-2,000円)×所得税率

※寄付金の合計額は年間所得金額の40%が限度となります。

※所得税率は年間の所得金額によって異なります。

□税額控除

(その年に支出した寄付金の合計額-2,000円)×40%

※寄付金の合計額は年間所得金額の40%が限度となります。

※控除額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。